

平成27年度 第2回消費生活審議会会議概要

日 時	平成28年1月6日(水)午後1時30分～午後2時35分
場 所	消費生活センター研修室(西堀ローサ内)
出席委員	澤田委員, 道上委員, 小林委員, 石井委員, 渡辺委員, 遠藤委員, 南委員, 平山委員, 三島委員, 渡部委員, 小島委員, 沢井委員, 高取委員
欠席委員	梨本委員
事務局	井崎市民生活部長, 古俣市民生活課長, 小柳消費生活センター所長, 青木主幹, 後藤主査
議 事	1. 新潟市消費生活センターに関する条例の制定について(諮問) 2. その他
審議概要	<p>議事1 新潟市消費生活センターに関する条例の制定について 市民生活部長が委員長に諮問, 市民生活部長挨拶のあと議事に入る。</p> <p>事務局 資料1～5について一括説明 (質 疑)</p> <p>委 員 条例案は, 消費者庁の出しているモデル条例案という理解でよろしいか。 事務局 モデル条例案のとおり。</p> <p>委 員 制定にあたって, 地域の実情に応じ積極的に検討することが望ましいとあるが, 地域の実情とはどんなことが考えられるか。 事務局 相談員の雇止め, 有資格相談員の確保が考えられる。</p> <p>委 員 現在の市消費生活センターの相談員の状況はどうなっているか。 事務局 現在, 消費生活相談員は7名で, うち6名が現行の資格を持っている。なお, 消費生活センターで少なくとも1名が資格を持っていればいい。</p> <p>委 員 現在の相談員の採用はどういった方法か。また今後の国家資格は, 誰でも受けられるものなのか。 事務局 相談員の退職時などに, 市報, 国民生活センター, ハローワークなどで募集をかけ, 試験のうえ採用している。また, 国家資格は誰でも受けられると聞いている。現行の3資格の団体が, 試験の実施機関として国に申請し, 登録試験機関として登録され, 試験を実施することになる。</p> <p>委員長 条例制定に伴って公示する項目として, 開設時間とあるが, 開所時間又は受付時間としたほうがいいのではないか。 事務局 考慮して, 公示内容としたい。 補足として, 相談員の研修について, 国民生活センター等の相談員研修を中心に参加し, このほか市役所の各所属で実施している接客や人権などの研修</p>

にも参加している。

また、相談業務上、各相談員がパソコンを利用しているので、セキュリティなど情報管理についても研修している。

委員 相談員の年齢構成は、バランスをとっているのか。偏ってしまうと、多様な年齢層の相談に応じられないことになるのでは。

事務局 現在は、20歳代と40歳代から60歳代の各年代の相談員がいる。年齢構成を考慮することも大事だが、現在は、募集時にまず応募があるかどうかがいちばんの問題となっている。

委員長 相談員の性別はどうなっているか。

事務局 全員女性。

委員 定年後、再雇用とか延長制度はあるか。

事務局 人事課との協議で、現行は1年の延長が認められている。

委員 任期ごとに客観的な能力実証を行うとあるが、どんなことをするのか。

事務局 職員は人事評価制度があるが、嘱託職員は現在やっていないので、条例制定後については、今後人事当局と協議しながら実施したい。

委員 この条例が制定された後、強化される部分は何の分野になるのか。

事務局 全国的に消費生活相談を強化しようというのが、今回の条例の目的だが、消費者のためにどのような事業ができるかは各消費生活センターに任された事項と考えている。来年度予算を考えていく中で、どれだけのものを充実させるか検討していきたい。

委員長 条例案第5条の能力実証とは、試験をするのか。

事務局 客観的というと数字的な指標などが考えられるが、職務上、一律的なデジタル化は難しい。今後研究していきたい。

委員 資格の有効期間が5年間とあるが、嘱託職員の任期は、資格の有効期間までとなるのか。または、多少のずれはあってもいいのか。

事務局 国家資格になった場合の有効期間は今後の判断になる。

嘱託職員の雇用期間は、あくまで1年更新で、6年目以降も1年更新を60歳まで繰り返すことになる。

委員 運転免許証のように、更新時に試験を受けて、延長されるというものではないのか。

事務局 現在の資格は5年とか区切って更新するとなっている。国家資格になった場合、一定の期間ということで、試験を受けるということにはならないと思う。

委員長 現在の消費生活専門相談員は、有効期間が5年間で、5年後に試験を受けることになっているが、受けないと有資格でなくなるのか。

事務局 それは、現行の民間の資格のことで、国家資格になった時にその後どうするかは、今のところまだ決まっていない。

委員長 今日会議でいただいた意見及び要望については、時間の制約もあるので、答申手続について、委員長に一任いただき、事務局と整理させていただいてよろしいか。

(賛成・拍手)

委員長 事務局と整理させていただいたものを、後程皆様にお送りする。

事務局 閉会の挨拶